

副本

平成27年（行ウ）第736号 処分取消義務付等請求事件

原告 中畠哲演ほか104名

被告 国

参加人 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

証拠説明書 (5)

〔 ZD号証 〕

平成29年3月8日

東京地方裁判所民事第3部A②係 御中

被告訴訟代理人

竹野下 喜 彦  代

被告指定代理人

伊 藤 清 隆  代

大 原 哲 治  代

佐 藤 克 洋  代

田 原 昭 彦 

宇 波 なほ美  代

安 岡 美香子  代

寺 内 康 介  代

伊 藤 涉  代

梶 山 大 輔 

山 神 暁 恵  代

岩 永 健 一  代

菅 野 剛 彦  代

高 橋 正 史  代

小 川 哲 兵  代

大 城 朝 久  代

矢 野 諭  代

仲 村 淳 一  代

海 田 孝 明  代

井 藤 志 暢  代

豊 島 広 史  代

谷 川 泰 淳  代

黒 村 晋 三  代

西 崎 崇 徳  代

宮 脇 豊  代

木 下 智 之  代

尾 崎 憲太郎  代

略語等は答弁書及び準備書面等の例による。なお、書証番号は、次の例による。

乙A：総論（原子力発電全般に係る事項、前提事実、客観的事実関係）

乙B：法令等（根拠法令、改正関係、法令解説）

乙C：本案前関係

乙D：本件発電所関係

乙E：その他

号証	標 目 (作 成 者)		作 成 年月日	立証趣旨
乙D 第7 号証	27受文科開第1322号 (文部科学大臣)	写し	平成28年 12月28日	文部科学大臣が発出した 本件勧告に対する回答等
乙D 第8 号証	高速増殖原型炉もんじゅの廃 止措置への対応について(案) (原子力規制委員会)	写し	平成29年 1月18日	原子力規制委員会が決定 した本件原子炉の廃止措 置に向けた対応案の内容 等
乙D 第9 号証	高速増殖原型炉もんじゅの廃 止措置に係る研究開発段階発 電用原子炉の設置、運転等に 関する規則等の一部を改正す る規則(案)及び核燃料サイ クル工学研究所(再処理施設) の廃止措置に係る使用済燃料 の再処理の事業に関する規則 等の一部を改正する規則(案) について (原子力規制庁)	写し	平成29年 2月1日	原子力規制委員会が、研 究開発段階発電用原子炉 の設置、運転等に関する 規則等の一部を改正する 規則(案)を作成し、平 成29年2月2日から同 年3月3日までの30日 間を意見提出期間と定 め、意見公募手続を実施 することとしたこと